

企業等の担当者を対象とした「ハラスメント対策セミナー」を開催します！
～職場におけるカスハラ対策等を解説～

千葉市では、企業等の担当者を対象とした「ハラスメント対策セミナー」を開催しますので、お知らせします。

1 趣旨・概要

労働施策総合推進法の改正により、令和8年中に全ての企業等にカスタマーハラスメント防止の措置を講じることが義務付けられることから、法改正の概要や、カスタマーハラスメントをはじめとした各種ハラスメントへの対応策について解説するセミナーを開催します。

2 日程

令和8年3月6日（金）14：00～16：00

3 会場

千葉市産業振興財団 会議室（中央区中央2-5-1千葉中央ツインビル2号館8階）

4 内容

<テーマ>

令和8年全社へ義務化！職場におけるカスハラ対策等について

<講師>

千葉労働局雇用環境・均等室 室長補佐 江畑 泉 氏

千葉働き方改革推進支援センター 副センター長 福間 康洋 氏

5 対象・定員

企業等の担当者 定員40人（先着順）

6 参加費

無料

7 申込方法

市ホームページ内の「申込フォーム」からお申し込みください。

申込期間 令和8年2月12日（木）～3月5日（木）23：59

○市ホームページ

【URL】<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/koyosuishin/2025harassment-seminar.html>



8 主催等

主催 千葉市

共催 千葉労働局、千葉働き方改革推進支援センター、公益財団法人千葉市産業振興財団、千葉商工会議所

9 取材について

当日の取材を希望される場合は、3月4日（水）正午までに雇用推進課（電話245-5341）へご連絡ください。